

岐阜県公報

号外 (五) 平成二十一年 四月 一日

目 次

訓 令 甲

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

(行政改革課)

ページ
一

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務合理化対策委員会規程(昭和三十二年岐阜県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

別表中「産業労働観光部産業政策課長」を「商工労働部商工政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十一年四月一日

平成二十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社